

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁消防・救急課長
(公 印 省 略)

消防本部における水中ドローンの整備推進について (通知)

近年、水難事故 (湖沼・河川・沿岸部) での救助活動件数が増加傾向にあり、その対応のため、搜索範囲が広範囲にわたり波や潮位の影響を受けやすい沿岸部や河口部、一定規模以上の広さを有する湖沼等における水難救助活動を効果的に行う必要があります。それらの地域においては、遠隔操作が可能な水中ドローンの活用が有効です。令和 4 年 4 月現在で、全国の消防本部において、73 本部 (10.0%) が水中ドローンを活用しています。

このため、消防本部が下記の要件を満たした水中ドローンの整備を進める際の機体等の調達経費について、下記のとおり、令和 5 年度から新たに緊急防災・減災事業債の対象とすることとしています。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村 (消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。) に対して周知するとともに、適切に助言していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法 (昭和 22 年法律第 226 号) 第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 地方財政措置

消防本部における以下の要件を満たした水中ドローンの整備については、緊急防災・減災事業債の対象となること (令和 5 年度以降)。

- (1) 必須要件 (標準的に備える必要のある機能)
 - ・ 遠隔操作が可能であること (有線含む)。
 - ・ 動画撮影が可能なカメラを搭載し、撮影した動画を現場活動で有効に活用できること。
- (2) 任意で付加する機能 (必要に応じて付加的に備えることが望ましい機能)
 - ・ 音波探査機能

- ・ 水中ドローンの位置情報把握機能
- ・ 物件の収集・搬送機能
- ・ 水中ドローンが撮影した画像や映像をリアルタイムに伝送する機能など

2 その他

- (1) 機体等の調達経費には、機体の調達に付随して整備する災害対応に有効な機能を備えるために必要な機材及び機能強化を伴う機体の更新に要する経費を含むこと。
- (2) 特に、搜索範囲が広範囲にわたり波や潮位の影響を受けやすい沿岸部や河口部、一定規模以上の広さを有する湖沼等を管轄する消防本部においては、積極的に導入を検討することが望ましいこと。

消防庁 消防・救急課 警防係
担 当：池田課長補佐、神戸係長、亀澤事務官
電 話：03-5253-7522
e-mail：keibou@ml.soumu.go.jp